鳥取県視覚障がい者向けICT機器購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県視覚障がい者向けICT機器購入費補助金（以下「本補助金」という｡)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　視覚障がい者が情報を取得しやすくなるための補助機能を備えたパソコン、タブレット、拡大読書器等の購入を支援し、視覚障がい者の情報アクセス向上を図ることを目的として交付する。

（補助対象者）

第３条　本補助金の対象者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に定める身体障害者手帳のうち視覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けている者で、県内に居住する者とする。

（補助対象ICT機器）

第４条　本補助金の対象となるICT機器は各号のいずれかに該当するものとし、前条の補

助対象者１人につき、いずれか１つとする。（（３）から（６）までのいずれかの機器の購

入に係る交付申請を行う場合は、（７）を含めることができる。）

　　ただし、県内市町村が実施する地域生活支援事業（日常生活用具の給付）で各号に掲げ

るICT機器の交付の対象となる場合又は交付を受けている場合は、当該ICT機器に係る

申請を行うことはできない。このため、申請者の地域生活支援事業（日常生活用具の給付）

の受給状況について、関係市町村に確認する場合がある。

（１）拡大読書器（据置型又は携帯型のいずれか）

（２）プレクストーク

（３）パソコン（音声読み上げソフト、表示画面拡大ソフト等がインストールされている又は当該ソフトを同時に購入するものに限る。）

（４）スマートフォン（音声ガイド機能が標準装備されている又は同機能をインストールするものに限る。）

（５）タブレット端末（音声ガイド機能が標準装備されている又は同機能をインストールするものに限る。）

（６）ウェアラブル端末（カメラの文字認識技術による音声読上げなど視覚障がい者の情報取得に資する機能が搭載されているものに限る。）

（７）情報・通信支援用具（（３）から（６）までに掲げる情報機器を使用する際に必要な周辺機器、アプリケーションソフト）

（補助金の交付）

第５条　県は、第２条の目的の達成に資するため、第４条に掲げるICT機器を購入する事業を行う第３条に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、購入額の２分の１とし、上限額は別記のとおりとする。（ただし、10円未満は切り捨て）

３　鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、ICT機器の購入にあたっては、県内に住所を有する事業所での購入に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第６条　本補助金の交付を希望する者は、規則第５条の規定に基づき、県に鳥取県視覚障がい者向けICT機器購入費補助金交付申請書（様式第１号）を提出するものとする。

２　本補助金の交付申請は、補助対象者が第４条に規定するICT機器を購入する20日前までに行わなければならない。

３ 第１項の申請書（様式第１号）に添付すべき書類は、購入するICT機器の機種及び金額が分かるものとする。

（交付決定の時期等）

第７条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受け付けた日から20日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第２号によるものとする。

（承認を要する変更等）

第８条　補助事業者は、前条で交付決定した内容に変更がある場合は、承認申請書（様式第３号）を県に提出し、承認を受けなければならない。なお、購入するICT機器に変更がない場合で、購入金額が減額する場合には、提出する必要はない。

２　交付決定した後に、ICT機器の購入を中止した場合も、承認申請書（様式第３号）を県に提出し、承認を受けなければならない。

３　第６条第２項の規定は、前２項の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第９条　補助事業者は、規則第17条の規定に基づき、交付決定を受けたICT機器購入の日から20日を経過する日までに実績報告書（様式第４号）を提出しなければならない。

２　前項の実績報告書に添付すべき書類は、購入した補助対象ICT機器に係る領収書の写し及び口座振込依頼書とする。（納品書がある場合には、納品書の写しも提出すること。）

（補助金額の確定及び支払）

第10条　県は、補助対象者から前条第１項に基づく実績報告書の提出を受けてから20日以内に本補助金額を確定するものとし、その旨を補助対象者に通知する。

２　県は、本補助金額の確定後、速やかに補助事業者の口座に補助金の振込を行う。

（雑則）

第11条　規則第５条に定める様式第１号による申請書は、本要綱に定める様式第１号に、規則第17条に定める様式第５号による報告書は、本要綱に定める様式第４号に代えるものとする。

２　本要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年６月１日から施行し、令和４年度事業から適用する。

　なお、この要綱施行日以前に、第３条に規定する補助対象者が、第４条に規定するICT機器を購入している場合は、購入機器及びその購入額並びに購入時期を証明できる書類等を添付し申請することとする。

【別記】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ICT機器の種類 | 上限額 |
| １ | 拡大読書器（据置型又は携帯型のいずれか） | ９９，０００円 |
| ２ | プレクストーク | ４４，５００円 |
| ３ | パソコン（音声読み上げソフト、表示画面拡大ソフト等がインストールされている又は当該ソフトを同時に購入するものに限る。） | １００，０００円 |
| ４ | スマートフォン（音声ガイド機能が標準装備されている又は同機能をインストールするものに限る。） | ３０，０００円 |
| ５ | タブレット端末（音声ガイド機能が標準装備されている又は同機能をインストールするものに限る。） | ３０，０００円 |
| ６ | ウェアラブル端末（カメラの文字認識技術による音声読上げなど視覚障がい者の情報取得に資する機能が搭載されているものに限る。） | １００，０００円 |
| ７ | 情報・通信支援用具（３から６までに掲げる情報機器を使用する際に必要な周辺機器、アプリケーションソフト） | ２０，０００円 |